六　電子署名等確認業務受託者にあっては、電子署名等確認業務委託者との間で通信を行う場合には、認定業務情報に係る通信を暗号化するとともに、通信相手を確認する措置を講じること。

六　規則第二十九条第一項に規定する電子署名等確認業務受託者にあっては、同項に規定する電子署名等確認業務委託者との間で通信を行う場合には、認定業務情報に係る通信を暗号化するとともに、通信相手を確認する措置を講じること。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○デジタル庁・法務省告示第一号

商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十三条の八第四項（同令第三十三条の十五第三項及び他の省令において準用する場合を含む。）の規定に基づき、電子認証登記所の登記官が電子署名を行ったものであることを確認するために必要な事項を次のとおり告示する。

令和八年二月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

法務大臣　平口　洋

電子認証登記所の登記官の電子証明書（自己署名証明書）	電子証明書のハッシュ値（16進数）（注）
シリアル番号（10進数）：20261100000000001	05C0 73B8 E1DD 6311 3850 AE14 4498 D4F7 DAF6 1EE9
主体名（subject）：	
名称（commonName）＝Registrar of Tokyo Legal Affairs Bureau	
所属名（organizationalUnitName）＝Ministry of Justice	
組織名（organizationName）＝Japanese Government	7993 8CD7 BD64 95B4 1C25 630C C9F2 D0D5 163E 64DA 9873 3A01 9A9C 4D53 8197 7BC9
国名（countryName）＝JP	
有効期間（validity）：	
西暦2026年２月28日から西暦2036年２月27日まで	
シリアル番号（10進数）：20251100000000001	CF09 9170 C1DC CEF0 01D9 C43C 46BC CE1B 12D2 987E
主体名（subject）：	
名称（commonName）＝Registrar of Tokyo Legal Affairs Bureau	
所属名（organizationalUnitName）＝Ministry of Justice	
組織名（organizationName）＝Japanese Government	9121 BC3E 5CE9 52AD F63A 7475 1297 5C31 A494 F841 5217 5EEA AB4A A052 FC47 5F4D
国名（countryName）＝JP	
有効期間（validity）：	
西暦2025年11月29日から西暦2031年11月28日まで	
シリアル番号（10進数）：20221100000000001	7849 F6DE D1EB 9B6A 5165 0E30 C863 968F BB8E 379F
主体名（subject）：	
名称（commonName）＝Registrar of Tokyo Legal Affairs Bureau	
所属名（organizationalUnitName）＝Ministry of Justice	
組織名（organizationName）＝Japanese Government	7AE6 E59D 3FD2 3765 125F 1620 CDAC 24C9 DD4F CADA EC4C 50C8 FD2F 9FE6 0C9A FAC8
国名（countryName）＝JP	
有効期間（validity）：	
西暦2022年11月29日から西暦2028年11月28日まで	

（注）　上段は、ハッシュ関数ＳＨＡ－１（産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格Ｘ5007及びＸ5603に規定するオブジェクト識別子を「1. 3. 14. 3. 2. 26」とするアルゴリズムをいう。）による変換値を示す。

下段は、ハッシュ関数ＳＨＡ－256（産業標準化法に基づく日本産業規格Ｘ5007及びＸ5603に規定するオブジェクト識別子を「2. 16. 840. 1. 101. 3. 4. 2. 1」とするアルゴリズムをいう。）による変換値を示す。

○デジタル庁・法務省告示第二号

商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十三条の六第四項第二号及び第五項（同令第三十三条の十四第二項において準用する場合を含む。）並びに第六項、第三十三条の八第一項（同令第三十三条の十五第三項において準用する場合を含む。）及び第二項、第三十三条の十三第二項並びに第三十三条の十五第二項及び第三項の規定（これらの規定を同令第三十三条の十九又は他の省令において準用する場合を含む。）に基づき、法務大臣が指定する電子証明書の方式等を次のように定め、令和八年二月二十八日から施行する。なお、平成二十六年十二月十二日法務省告示第五百四十三号は、令和八年二月二十七日限り、廃止する。

令和八年二月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

法務大臣　平口　洋